

# 学校いじめ防止基本方針

令和 8 年 4 月  
堺市立宮山台中学校

## ○ いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒等に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

### 1. いじめに対する基本認識

「いじめは、どの生徒にも、どの学校でも、起こりうるものである」という認識をもち、全職員で取り組む。

1. いじめは人権侵害、犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校をつくる。
2. いじめられた生徒の立場に立ち、できる限りの支援を行い、絶対に守り通す。
3. いじめた生徒に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
4. 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力を努める。

### 2. いじめの未然防止における（いじめが起こりにくい学校づくり）

人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、生徒たちの主体的ないじめ防止活動を推進する。

1. 教育活動の中で生徒にいじめについて考えさせ、生徒がいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。
2. 道徳・特別活動をとおして、規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。
3. 学校生活での悩みの解消を図るためスクールカウンセラーを活用する。（毎週金曜日）
4. 教職員の言動でいじめを誘発、助長、黙認することがないように細心の注意を払う。
5. 教職員一人ひとりがいじめの重大性を正しく認識し、常に危機感をもち、いじめ問題への取り組みを定期的に点検して、改善充実を図る。
6. 生徒理解、発達課題等の障害などに関する教員研修の充実を図る中で、確かな人権感覚を養い、いじめを見抜く力の向上に努める。また、いじめ相談体制の整備及び点検、相談窓口の周知徹底を行う。
7. 地域や関係諸機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。
8. 一人ひとりを大切に授業づくり等、日々の授業の改善・工夫を図り、生徒の自尊感情を

高める。

9. 配慮の必要な生徒については、共通認識を持ちその生徒の支援や周囲の生徒に対する指導を心掛ける。
10. 情報モラル向上のための教育活動を行い、生徒や保護者に啓発する。
11. 人権教育やさまざまな体験活動をとおして、仲間づくりや絆づくりをすすめ、自尊感情を高める。

### 3. いじめの早期発見において

いじめは、大人の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・地域が連携して、全力で実態の把握に努める。また、ケンカやふざけ合いであっても、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

1. 生徒の声に耳を傾ける。

＜例：いじめ（生活）アンケート（学期に1回）、教育相談（年度内に3回実施）等＞

2. 生徒のいじめを調査。　　＜例：いじめ対応チェックシート、いじめ（生活）アンケート等＞
3. 生徒の行動を注視する。　＜例：校内の巡回、昼食指導、清掃活動、生徒指導ファイル等＞
4. 保護者と情報を共有する。＜例：電話連絡や家庭訪問、懇談等＞
5. 地域と日常的に連携する。＜例：地域行事への参加、校外巡回等＞

#### こころの相談窓口

【堺市】	こころホーン	270-5561	電話対応 24 時間
	子ども虐待ダイヤル	241-0066	電話対応 24 時間
【全国】	児童相談所全国共通ダイヤル	189	電話対応 24 時間

### 4. いじめの早期対応・解決において

いじめの事象が発覚したときには、学校全体の問題としてとらえ、事実確認の上、適切な対応を組織的に行い、関係する生徒や保護者が納得する解決をめざす。

1. いじめられている生徒や保護者の立場に立ち、当事者双方から事実確認を行う。（個別に）
2. 学級担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
3. 学校は、事実に基づき、生徒や保護者に説明責任を果たす。
4. いじめをした生徒へは、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省と謝罪をさせる。
5. 状況によって、警察等関係機関との連携をはかる。
6. いじめた生徒やいじめがあった集団などには、継続的な指導を行い、保護者とも継続的な連絡を行う。
7. いじめられた生徒の立場に立って、落ち着いて教育を受けられる環境の確保に努める。

いじめが解消している状態とは、

- ① いじめに関する行為が、少なくとも3ヶ月継続して止んでいること。
- ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないと認められること。

(いじめの内容の例)

- ①冷やかしかからかい、悪口や脅し文句。
- ②仲間はずれ、集団による無視。
- ③遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④金品をたかられる。
- ⑤金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑥いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑦パソコンや携帯電話等で、誹謗・中傷やいやなことをされる。
- ⑧その他（性的な嫌がらせ、お節介、親切の押し付け等）

## 5. いじめ（生活）アンケート調査の実施

学期毎に年3回、いじめ（生活）アンケートを実施する。また、いじめ問題が生じたときには、必要に応じ、いじめ（生活）アンケート調査実施し、早期に適切な対応を行う。

## 6. 「校内いじめ対策委員会」の設置

校長・教頭・生徒指導主事・学年主任・各学年生徒指導担当・養護教諭を構成員とし、「校内いじめ対策委員会」を設置する。また、学級担任や部活動顧問など状況に応じて柔軟に編成する。

本委員会において、学校におけるいじめの未然防止、早期発見、早期解決、再発防止など、いじめへの対策などに関する組織的な対応として、いじめの未然防止のための取り組みや年間計画を作成したり、いじめ防止に関する取り組みについて定期的な点検を行い、見直しを図るなど、いじめ防止に向けた取り組みの工夫改善に努める。

### 【いじめに対する措置】

1. いじめを発見・通報を受けた教職員は、「校内いじめ対策委員会」に直ちに情報を提供する。
2. 「校内いじめ対策委員会」が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、正確な実態把握を行い、それに基づき、いじめの事実の有無や内容の確認を行う。
3. いじめの問題等に関する指導記録を保存し、生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供できる体制をとる。
4. 必要に応じて、外部専門家等が参加しながら対応する。

※ 重大事態への対処について、重大事態の認知後、教育委員会に報告を行い、本委員会が調査機関とし、事実確認等、徹底した調査に努め、調査結果についても、教育委員会に迅速に報告する。

## 7. ネット上のトラブルについて

携帯電話の普及に伴い、携帯電話のメールを活用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、中学1年生を対象に「堺市ネットいじめ防止プログラム」など

の情報モラル教育を活用し、ネット上のトラブルの未然防止に努める。なお、保護者においてもこれらについての理解を求める。また、生徒が悩みを抱え込まないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係諸機関の取組についても周知する。

さらに、万一ネット上の不適切な書き込みが発覚した場合は、組織的に現状を確認し、被害生徒の意向を尊重した上で、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。同時に関係していると予想される生徒の保護者への連絡も行い、事実を報告し、状況の改善に向けて協力を求める。また被害生徒や保護者の精神的なケアに努め、必要な措置をとる。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときには、直ちに南堺警察署に通報し、適切な援助を求める。

## 8. いじめ防止対策における留意事項

1. いたずらや悪ふざけなど、いじめが疑われる行為を発見した場合には、その場でその行為を止める。
2. いじめを知らせてきた生徒の安全を十分に守る。
3. いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと、別室指導など特別の指導計画による指導のほか、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。
4. いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつように伝える。（傍観者への対応）
5. いじめをはやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。（観衆への対応）
6. 学校評価においては、いじめの有無やその発生件数のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、生徒や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、改善に取り組む。
7. 学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、地域や家庭との緊密な連携協力をはかり、学校・地域・家庭が組織的に連携、協働する体制を構築する。